

総務建設委員会会議録

開閉日時 平成29年 3月14日（火） 午前10時00分～午前10時18分
会 場 議場

1. 出席者

2番 神谷利盛、 3番 柳沢英希、 5番 長谷川広昌、
7番 柴田耕一、 11番 神谷直子、 14番 鈴木勝彦、
16番 小野田由紀子、
オブザーバー 副議長

2. 欠席者

10番 杉浦敏和

3. 傍聴者

1番 杉浦康憲、 6番 黒川美克、 8番 幸前信雄、
9番 杉浦辰夫、 12番 内藤とし子、 13番 北川広人、
15番 小嶋克文

4. 説明のため出席した者

市長、副市長、
総務部長、行政GL、財務GL、行政G主幹（杉浦・中川）
市民総合窓口センター長、市民窓口GL、市民生活GL、
税務GL、市民窓口G主幹、税務G主幹、
都市政策部長、都市整備GL、都市防災GL、企業支援GL、
上下水道GL、地域産業GL、
会計管理者、監査GL

5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記1名

6. 付議事項

- (1) 議案第3号 指定金融機関の指定について
- (2) 議案第5号 高浜市住民投票条例の一部改正について
- (3) 議案第6号 高浜市借上公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の廃止について
- (4) 議案第7号 高浜市児童遊園等の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- (5) 議案第8号 高浜市工場立地法第4条の2第2項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正について

7. 会議経過

委員長挨拶

委員長 本日、委員会の傍聴の申し出がありましたので、高浜市議会委員会条例第19条第1項の規定により傍聴を許可いたしましたので、御了承願います。

ただいまの出席委員は多数であります。よって、本委員会は成立いたしましたので、これより総務建設委員会を開会いたします。

市長挨拶

委員長 去る3月2日の本会議におきまして、当委員会に付託となりました案件は、既に配付されております議案付託表のとおり一般議案5件でございます。当委員会の議事は議案付託表の順序により、逐次、進めてまいりたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、これより議案付託表の順序により会議を行います。

次に、本委員会記録の署名委員の指名についてであります。本件については、委員長から御指名申し上げて御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、副委員長の小野田由紀子委員を指名いたします。

それでは、当局から説明を加えることがあればお願いいたします。

説（総務部長） 特にございません。

《質 疑》

（１）議案第３号 指定金融機関の指定について

委員長 質疑を行います。質疑は、ございませんでしょうか。

問（11） これ、従来は２年の契約ということで、今年度から３年に変更ということでしたが、なぜ長期契約にしたのでしょうか。

答（会計管理者） 今回、指定期間を延長しますのは、金融機関のほうから指定金融機関業務を安全かつ確実に実施していくためには、市役所の派出所のほうに配置をしております人材の確保、それから育成を含めて期間の延長の要望がございました。

このことは、近隣市におきましても金融機関から同様の要望がありまして、指定金融機関の交代制をとっております知立市では平成26年から２年間に３年間に、それから碧南市のほうでは平成28年から２年間に５年間に、みよし市でも平成28年から２年間に３年間に延長しております。

こうしたことから本市におきましても今回、指定期間のほうを２年から３年に延長させていただきたいと思えます。

委員長 ほかに質疑はございませんか。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第3号の質疑を打ち切ります。

(2) 議案第5号 高浜市住民投票条例の一部改正について

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第5号の質疑を打ち切ります。

(3) 議案第6号 高浜市借上公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の廃止について

委員長 質疑を行います。質疑はございませんか。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第6号の質疑を打ち切ります。

(4) 議案第7号 高浜市児童遊園等の設置及び管理に関する条例の一部改正について

委員長 質疑を行います。

問(16) 今回、専修坊児童遊園を廃止することをございますけれども、廃止後の市内の公園の数と面積についてお伺いします。

答(都市整備) 現在、児童遊園は9カ所、子ども広場が5カ所、施設

の数は14ということで、全体の面積は1万2,267平方メートルとなります。今回の廃止により、1万1,652平方メートルになります。

問（16） 児童遊園ということですがけれども、都市公園も全てということになりますと、どれぐらいになりますでしょうか。

答（都市整備） 現在、都市公園でございますが、市内に22ございます。22で面積の全体が11万1,343平方メートルになります。先ほど言いました児童遊園が9カ所あったのが8カ所になりましたということでございます。

問（16） 高浜市全体の公園の1人当たりの面積は、そうしますとどれぐらいになりますでしょうか。

答（都市政策部） これ、手元でございますのが平成27年6月ということでございますが、若干人口のほうはその当方で申しわけありませんけれども、1人当たりで換算をしますと、これ市立公園もカウントさせていただいたということで、2.65平方メートルということでございます。

問（16） 愛知県とか国の平均はどれぐらいになりますでしょうか。

答（都市政策部） これは愛知県の全体で、これが少し資料が古うございまして申しわけないですけれども、平成23年度末の都市公園の現況ということで、都市計画区域では愛知県全体で1人当たりは7.65平方メートルということになります。

国については、ちょっとすいません。手元に今、資料を持っておりません。

問（16） 2.65平方メートルと7.65平方メートルということで、かなり高浜市は公園の面積が少ない、1人当たりの面積が少ないわけでございます。

特に地域的にみますと、高取という地域は都市公園もありませんし、それからかなり公園が少ないと思います。今後の公園の整備についての考え方についてお答えください。

答（都市政策部） 整備の考え方ということでございますが、今回は児童遊園の廃止ということで御提案をさせていただいておるわけですが、私どもの都市公園というものはほとんどが面整備、いわゆる区画整理事

業によって、減歩によって皆さんの努力によって公園ができておるとい
うのが現状でございます、なかなかこう市街地の中で単売、いわゆる
単独で公園をつくるというようなことで用地を買収をしてきておる公園
は非常に少のうございます。

議員も御承知のとおり、神社の用地をお借りをして、そこを公園に指
定をして整備、維持管理させていただくようなことですので、どうしても
狭隘な市街地の中で、確かに地域的にバランスを考えますと、今おっ
しゃいました高取の地区というのは、非常に大きい公園はございません。
小さな児童遊園だとかというのが多いわけでございますが、今後もなか
なか単独で用地を取得するというのは非常に難しいものですから、計画
的にその分、公共施設というか河川や何かもありますので、そういった
ところも踏まえながら子供の遊び場は、状況に応じて確保していきたい
というふうに考えております。

意（16） 高浜市、全体の面積も少ないですけれども、お子さんが遊ぶ
環境がまだまだ乏しいかなと思っておりますので、今後も公園の整備に向
けて積極的な取り組みをお願いしておきたいと思えます。

問（14） 事前の議案説明会では、専修坊さんからの申し出で返還して
ほしいということですが、この申し出の理由がわかれば、お願い
します。

答（都市整備） 前に、専修坊さんからの申し出の際にお話をしてお
りますが、特に申し出の理由については、本人さんからは聞くことはでき
ませんでございました。

問（14） 多分、その設置の経緯というのは今、部長がお話したように
非常に面積がない中で、専修坊さんの土地を活用して設置をしたという
経緯があると、そういう経緯でよろしいですか。

答（都市政策部） おっしゃるとおり、この児童遊園は昭和38年に開園
をしておりますので、その当時はおそらく周辺的环境も、今とはかなり
変わっておったということで、子供の遊びの確保ということで、専修坊
さんの一部をお借りをしたということでございます。

問（14） あそこが当然、小学校にも近いですし、このあと増設、増園

というんですか、検討していないということですので、五反田公園の第一、第二がありますし、小学校が近いですし、こういったものも活用した開放。そういったものも考えていく必要があるんじゃないかと思えますけれども、そういう考え方はできるかどうか、お考えをお聞かせください。

答（都市政策部） 今、委員のほうからお話に出ました、いわゆる学校のグラウンドの開放だとか、それからスポーツ施設の開放ということがございますが、実はこの高取児童遊園の周辺を見ていただくと、八反田公園という、これは向山の区画整理事業で生み出された公園でございます。確かに小さいお子さんですと、低学年なんかは距離的には少しございます。稗田川を挟んで200メートルぐらいございますので、距離があるといえればそういった部分のことはございますが、何しろ地域の中にはそういった公園もないことはないものですから。

やはり学校開放等は普段、土曜日、日曜日等は使っただけだと、自由に入出りができるような環境でもありますので、使っただけということとは可能なのかと思いますが、スポーツ施設についてはやはり決められた有料施設でございますので、そういった部分が優先されるのではないかとということで考えております。

意（14） 事情は、十分わかっているつもりでおりますので、あらゆる工作をして、子供の安全で安心して遊べる公園の確保というのを都市計画を進める中で、ぜひ行動して、考えていっていただきたいと思っておりますので、要望しておきます。

答（副市長） 今、御案内のとおり、公共施設の統廃合を進めております。その中で跡地活用という考え方が当然、出てまいります。その場所の周囲の状況を勘案して、公園として残すべきというところがありましたら、その考え方の中でやっていきたいというふうに考えております。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第7号の質疑を打ち切ります。

(5) 議案第8号 高浜市工場立地法第4条の2第2項の規定に基づく
準則を定める条例の一部改正について

委員長 質疑を行います。質疑はございませんか。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第8号の質疑を打ち切ります。

以上で、本委員会に付託された案件の質疑は終了いたしました。

なお、本委員会においては、自由討議を実施する案件はございません。

《採 決》

(1) 議案第3号 指定金融機関の指定について

挙手全員により原案可決

(2) 議案第5号 高浜市住民投票条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

(3) 議案第6号 高浜市借上公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の廃止について

挙手全員により原案可決

(4) 議案第7号 高浜市児童遊園等の設置及び管理に関する条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

(5) 議案第8号 高浜市工場立地法第4条の2第2項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

委員長 以上をもって、当委員会に付託となりました全案件の審査を終了いたします。

お諮りいたします。審査結果の報告の案文は、正副委員長に御一任願ってよろしいでしょうか。

「異議なし」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、正副委員長に一任させていただきます。

市長挨拶。

委員長 以上をもちまして、総務建設委員会を閉会いたします。

委員長挨拶

終了 午前10時18分

総務建設委員会委員長

総務建設委員会副委員長